

佐賀県本部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成26年3月20日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第11号

佐賀県本部設置条例の一部を改正する条例

佐賀県本部設置条例（平成16年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(農林水産商工本部の所掌事務)</p> <p><b>第5条</b> 農林水産商工本部は、産業の振興及び地域経済の活性化に関する施策を推進し、次の事務を所掌する。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>(農林水産商工本部の所掌事務)</p> <p><b>第5条</b> 農林水産商工本部は、<u>国際施策の総合的推進及び総合調整を行うとともに</u>、産業の振興及び地域経済の活性化に関する施策を推進し、次の事務を所掌する。</p> <p>(1)～(5) 略</p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。